責任体系図

学長
（最高管理責任者）

✓ 大学全体を統括する
✓ 研究活動上の不正行為等の防止と、研究倫理教育の管理運営について最終責任を負う

指名 ↓　↑ 報告・補佐

連携

副学長
（統括管理責任者）

✓ 最高管理責任者を補佐
✓ 実質的な責任と権限を持つ

監事
連携）
○ 内部監査委員会
○ 不正防止推進委員会
○ 統括管理責任者

内部監査委員会
（※委員は、最高管理責任者が必要と認めた４名以上の者で構成する）

連携 ↕

報告　報告

不正防止推進委員会
（※研究活動上の不正行為等防止推進委員会
※研究費等不正使用防止推進委員会）

✓ 不正発生の要因把握
✓ 不正防止計画の実施
・委員長を統括管理責任者とする

コンプライアンス推進責任者
✓ 各部局における研究費等の管理運営について、実質的な責任と権限を持つ
✓ コンプライアンス教育を統括する
✓ 定期的な啓発活動の実施

研究倫理教育推進責任者
✓ 研究活動上の不正行為等の防止と、研究倫理教育の向上の為、実質的な責任と権限を持つ
✓ 定期的に行う研究倫理教育を統括

・ 責任者
(研究科長、学部長、全学基盤教育主事、図書館長、事務局長、経営支援グループ副グループ長（経営支援グループ総務担当グループ長))
・ 不正防止対策の実施を統括し、実施状況を統括管理責任者へ報告
・ 研究費の執行、管理責任を統括